

更なる保健事業の充実について

1. 事業内容

- (1) LDLコレステロール値に着目した受診勧奨(4年度から実施)
現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。
- (2) 重症化予防対策の充実(6年度から実施)
被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者を対象として、高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨を実施。
- (3) 支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施(6年度から実施)
喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業を実施。
- (4) 健診・保健指導の充実・強化
 - ① 生活習慣病予防健診(一般健診)の自己負担の軽減(5年度から実施)
健診実施率の向上のため、現在38%の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に**28%に軽減**。
※1 現在自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。
 - ② 付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減(対象年齢拡大は6年度から、**自己負担軽減は5年度から実施**)
疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、現在50%の付加健診の自己負担について、**28%に軽減**するとともに、対象年齢を現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とする。
※2 なお、健診内容については、国の特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとしている。

2. 予算

- (4) ①及び②の自己負担軽減に伴う年間所要額
 - 5年度 約220億円
 - 6年度 約250億円(※3)
- ※3 付加健診の対象年齢拡大による影響を含む。

(参考) 令和3年9月16日の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 準備金残高の取扱いについて、事業主の立場として意見を申し上げたい。十分な準備金を確保しつつ、その一部を原資として、従業員の健康づくりをさらに強化するような取組はできないか。例えば、協会けんぽの保健事業の中で、目に見える形で、何か事業主や従業員へ還元できる取組はできないか。現実には準備金が5か月分まで積み上がっていることから、ぜひ検討いただきたい。
- 現在の不透明な経済状況の中では、楽観的な見通しより厳しい見通しで考えるべき。準備金が積みあがっていることで、保険料率引き下げの意見があることも理解するが、シミュレーションにおいて、保険料率を引き下げた場合、すぐにも準備金が減少する見通しとなっている。このため、一旦保険料率を引き下げた場合、その先で再引き上げが必要となると考えられるが、これは事業主の方にとって非常に難しいと思う。むしろ、保険料率10%を長期間維持していく方策を考えるべき。

準備金が増加することは、保険者にとっては、財政リスク軽減になる。しかし、事業主・被保険者にとっては、厳しい経済状況の下、負担増加となる。これらの整合性を保つ方策が、準備金を工夫して使うということであり、上手な形で還元していくプランを考えていくべき。還元策としては、加入者にとって利便性が高く、健診を受けることにつながるような方策を保健事業の中に取り入れることが考えられる。これらの取組を行ったなら、加入者、事業主、保険者いずれにとってもメリットがあるだろう。保険料率については10%維持を支持する。その一方で、保険者と事業主・加入者の双方がWIN-WINの関係になれるような準備金の還元策を検討いただきたい。

(参考) 令和4年度保険料率等に関して運営委員会(令和3年11月26日開催)で出されたご意見

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えます。
一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。
- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。
1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。
また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

これまでの運営委員会における「更なる保健事業の充実について」に関する意見の概要

(令和4年3月24日運営委員会)

■ 6年度からの実施ということだが、事業計画の変更など、手続きが許すのであれば、実施期間の前倒しをしていただければありがたい。例えば、令和5年度中での実施が可能かどうか、検討をいただきたい。

事業主も被保険者もコロナの影響を受けており、平均保険料率は10.0%で下がらない状況にある。そんな中で、健診・保健指導で、自己負担または事業主負担の軽減や、対象拡大といった直接的な恩恵を受ければ、多少なりとも納得感に繋がるのではないか。

2年後、財政状況はさらに変化している可能性もあるので、現時点での財政面や手続面での現実的な検証を行いつつ、可能な限り早期実現に向けたご検討をお願いします。

(令和4年7月25日運営委員会)

■ 自己負担率が引き下がることにより、事業者の立場からすると福利厚生にかかる経費が圧縮され、また、自己負担が下がることにより受診勧奨にもつながりやすくなるため、よい取組。ただし、年間250億のコストがかかるため、被保険者と事業主の理解を得るため、健診率増加により医療費削減に貢献できること等しっかり広報してほしい。

■ コロナ第7波の急拡大やウクライナ情勢による原材料やエネルギー資源の高騰などもあり、中小企業の経営は依然厳しく、不安定である。こうした厳しい状況の中で、事業主、被保険者の双方に評価される施策ではないか。大いにPRLし、健診の実施率向上・重症化予防の具体的な成果に結び付けてほしい。財政面についてももしっかり計算して運用していくことが大事。

■ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減については、指標となる軽減される率を総合健保の組合の負担割合を持ってきていただき、非常に合理的な理解が得られる数字と考える。また、付加健診の対象年齢を5歳刻みで70歳まで引き上げるのは非常にありがたい。ただ、200億円から300億円というコストがあり、そんなに大きなインパクトはないと伺っているが、受診率が上がることで医療費の抑制につながることを期待。その関連を分析できるとよい。

■ 乳がん検診・子宮頸がん検診を特に忙しい人たちがちゃんと受けられるような、そういうプロモーション、PRをやっていたきたい。乳房の触診など自己点検の手法に関しても、もう少しPRLしていただけるとよい。

埼玉支部長による報告

	日程		団体名	事跡
1	令和5年3月8日	14時00分	埼玉県商工会議所 連合会	専務理事会において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告
2	令和5年3月22日	14時00分	埼玉県中小企業団体 中央会	理事評議委員会において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告
3	令和5年3月24日	15時30分	青年会議所	理事長・専務理事会議の冒頭において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告
4	令和5年4月20日	17時15分	埼玉ニュービジネス 協議会	定例会の冒頭において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告
5	令和5年4月27日	13時00分	埼玉県法人会連合会	事務局長会議冒頭において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告
6	令和5年6月20日		埼玉県商工会連合会	協議会において、「さらなる保健事業の充実」について支部長が報告予定

本部における対応

○ 新聞広告による広報

- ・更なる保健事業の充実 … 1/30 読売新聞（全面広告）、1/30～2/3 地方第一紙（全5段広告）
 - ・令和5年度保険料率 … 3/10 読売新聞（全面広告）
- 健康保険委員3名、安藤理事長の座談会形式の記事を掲載

けんぽのいっぽ!

協会けんぽの保険料率は、都道府県支部ごとに異なります。これは、それぞれの支部の加入者1人あたりの医療費に基づいて算出しているからです。保険料率の伸びを抑えるためには、皆様に、健康づくりに取り組みいただくことが重要です。

健康づくりの第1歩は、毎年の健診!

健診は、病気の早期発見や自身の生活習慣を把握し、改善に取り組むきっかけとなります。健診ができては、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした治療や予防法、がん検診、健康相談（ご本人）に受けていただくことも可能です。

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、メタボリックシンドロームとともに5大がん（胃がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がん・肺がん）までカバー!

※対象年齢の方は、一般部にかかりつけ、乳がん検診、子宮頸がん検診も実施することがあります。
メタボリックシンドロームとは、高血圧、高脂血症、高血糖、腹囲異常があることで高血圧のリスクが高くなる状態です。高血圧、高脂血症、高血糖が原因となり、生活習慣病に発展する可能性があります。

●●支部の健康保険料率は、引き下げとなります。

令和5年2月分 (3月納付分)まで	0.00%	➤	0.00%
令和5年3月分 (4月納付分)から	1.64%	➤	1.82%

介護保険料率も変更となります。(全国一律)
令和5年2月分(3月納付分)まで 令和5年3月分(4月納付分)から

※任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります。

令和5年9月スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診 対象35歳～74歳の被保険者(ご本人)

経費前 7,169円
↓
経費後 5,282円

任意継続・子育て世帯、乳がん検診、子宮頸がん検診、がん検診、健康相談、健康相談(ご本人)に受けていただくことも可能です。

次の1歩は、健診の結果を踏まえた行動をとること!

異常なし	生活習慣の改善が必要 特定保健指導をしましょう!	医師検診への受診が必要 医療機関に早期受診を!
------	-----------------------------	----------------------------

TEL 03-6680-8871 (受付時間) 月曜13:00-17:35 詳細はこちら

○ Webによる広報

- ・更なる保健事業の充実 … 1/30 特設ページを開設、2/6～28 Web広告（Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、Twitter、LINE、SmartNews）
- ・令和5年度保険料率 … 2/16 特設ページを開設、3/1～31 Web広告（Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、Twitter、LINE、SmartNews）

○ 紙媒体による広報物の作成

- ・更なる保健事業の充実 … チラシ、ポスターを作成、支部が関係団体に広報依頼を行う際等に活用
- ・令和5年度保険料率 … リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成。リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

○ 関係団体を通じた広報

- ・更なる保健事業の充実、令和5年度保険料率 … 1/17～18 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国社会保険労務士会連合会、日本労働組合総連合会を訪問し、周知広報の協力依頼
- 1月下旬～2月上旬 上述の5団体から各都道府県団体へ周知広報の協力依頼
- 3月中旬 全国社会保険労務士会連合会の会報誌（月刊社労士3月号）への記事掲載

3. 支部における対応

○ 新聞広告による広報

- ・令和5年度保険料率 … 3月地方第一紙（全3段広告）

○ 関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）

- ・更なる保健事業の充実、令和5年度保険料率 … 1月～2月 支部長が関係団体（特に商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会）を直接訪問・説明の上、機関誌・会報誌への記事掲載等を依頼
- 2月～3月 会員事業所等への周知、機関誌・会報誌への記事掲載、ホームページ掲載 等

○ その他支部独自の広報

- ・更なる保健事業の充実、令和5年度保険料率 … 3月 支部の特性に応じ、地元情報誌（フリーペーパー）、ラジオCM、TVCMによる広報